

## 子ども・子育て支援新制度に対する意見書

2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)が施行された。新制度は、消費税を財源にして保育の「量的拡充」及び「質の改善」を目指しているが、現状は財源確保も含めて未だ十分とはいえない状況である。

よって、本市議会は国に対し、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする「子ども・子育て支援法」の趣旨をふまえ、新制度の実施主体である地方自治体(市町村)が十分にその役割を果たし、取り組みのいっそうの推進が図られるよう、下記の事項について要望する。

### 記

1. 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、必要財源を確保すること。
2. 保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態をふまえて公定価格を改善すること。
3. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。
4. 保育料など保護者負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

提出先 内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当(少子化対策)大臣

愛知県豊明市議会議長 月岡修一